

### 3 . 出沒への対処

人里へのクマ類の出沒がおきた時は、人身被害防止を優先することが重要です。ただし、不要な捕殺は避けるべきです。このためには的確な判断が重要です。ここでは、次の3つの対処について述べます

- (1) 出沒時の広報体制
- (2) 緊急連絡体制
- (3) 対応判断

#### ( 1 ) 出沒時の広報体制

出沒情報に関し、まずは住民へ正確な情報を伝えます。住民がパニックをおこすおそれがあるとして、情報提供を行わないことは逆効果です。広報は次の方法組合せが重要です( 順番は速報性に対応 )。

- ア) 市町村の広報車などを使った街頭広報( 一般的な注意呼びかけ )
- イ) 新聞報道( 新聞社への情報提供 )
- ウ) 県のインターネットを使った詳細情報( 一覧性のある情報提供 )
- エ) 市町村の広報誌・回覧などを使った広報( 取り組み全般と一般的注意 )

#### ( 2 ) 緊急連絡体制

恒常的生息域外の農地や集落でクマ類の出沒が起きている地域において、人身被害を減らすためには緊急連絡体制の整備が重要です。

恒常的生息域外へのクマ類の出沒は人身被害のリスクがあるため、農作物被害対策としてのイノシシやサルの出沒時連絡体制とは異なります。ツキノワグマの生息数が少ない地域を除き多くの都道府県および市町村の担当部署は、すでに農地や集落など恒常的生息域外へのクマ類の出沒時への緊急連絡体制を定めています。ここでは、クマ類出沒時の緊急連絡体制の重要性と必要な注意事項をあらためて述べます。

##### 1 ) 関係者リストの作成( クマの担当部署はどこか )

緊急連絡体制の最初に必要なのは、連絡をとり情報を共有する関係者リストを作成し役割分担を明確にすることです( 図 2-3-1 )。この際、業務時間外の連絡が多くなることも想定して、責任者の個人名を第一位から第三順位程度まで決めておくことが重要です。この際、次の機関・部署は必ず含めることを検討してください。

- ア) 地域住民・集落自治体
- イ) 市町村担当機関

- ウ) 地元警察(人身被害への対処)
- エ) 県担当機関(地方事務所を含む)
- オ) 県調査機関(クマ類対処で実務を担当している場合)
- カ) クマ対策チーム(クマ出没対応として編成している場合)

緊急連絡関係者リストでは、出没情報としての「入口」側に加え、住民への注意呼びかけの「出口」側の対応者リスト(広報担当者)も同時に整備することが重要です。また、出没対処への実務担当者と別に、住民からの問い合わせや報道機関等への説明を行う広報担当者(部署)を決めておくことも重要です。

関係者リストは同時に住民からのクマ目撃等の第一報を受ける機関・部署にもなります。第一報の窓口を一本化して住民に周知しておくことが重要です。ただし、一時的滞在者など住民以外にクマ出没の緊急連絡の優先順位を要望することは難しいので、担当部署には「クマ類出没情報連絡票」といったものを備え、これらのいずれの機関・部署に第一報があった場合でも情報を共有することが重要です。

## 2) 連絡網の作成と情報共有

緊急連絡網の作成で注意すべき事項を以下、列挙します。

- ア) 簡潔な図: 緊急連絡組織は、あまり複雑なものとすると連絡が混乱するおそれがあります。当面の対処と判断が必要な主要機関の連絡体制をわかりやすく図示して整理しておくことが重要です(図2-3-1参照)。
- イ) 広報部署: 連絡網には住民への注意呼びかけの担当組織も必要です。市町村レベル(地元)と県レベル(広域)など、対象層別に設置することが重要です。
- ウ) 部内連絡の切り離し: 各機関内での部内連絡体制は、緊急対応の場合は二次的なものとなるので、緊急連絡体制図とは切り離して示した方がわかりやすくなります。ただし、緊急対応の判断者として部内連絡が必要とした組織の場合は緊急連絡体制図に含めてください。
- エ) 対応チーム: 県あるいは市町村の担当者の管理下にクマ対策チームが組織化されている場合は、対策チームも連絡組織の要となります。
- オ) 対策本部設置: 通常の出没情報の場合は担当機関・部署間だけの連絡でもよいのですが、以下の場合には連絡と対策を確実に、さらに住民への取り組み姿勢を示すために、クマ被害対策本部を設置することを検討してください。

重大な人身被害が発生した。

人家密集地あるいは通学路等人身被害の危険性が高いところに常習的に出没する場合。

大量出没があり、行政・地域住民による組織的な緊急対応が必要と判断される場合。

カ) 被害記録：人身被害の発生にともなう事故調書作成は警察所管となります。しかし、警察と情報交換しつつ県・市町村担当者も人身事故に至るクマの行動や対応について記録を残すことが重要です。

キ) 迅速な情報提供：情報の共有化のため、県のホームページ等に出没状況と当面の対策を掲載することも重要です（巻末資料編表1参照）。

猟友会は防除及び捕殺で重要な役割を担っています。ただし、適切な保護管理のため、出没への対処の判断は県か市町村担当部署（者）あるいはクマ対策チームとする必要があります。

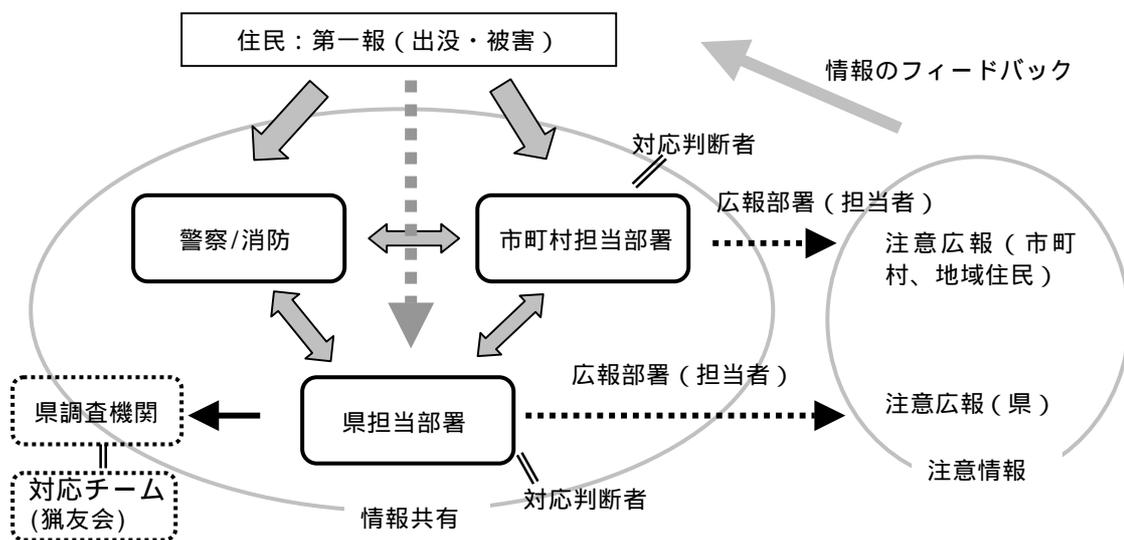


図 2-3-1 クマ類出没時および被害発生時の緊急連絡体制（一般事例）

【ツキノワグマ出没対応の事例（福井県）】

福井県では図 2-3-2 に示すような流れで、地域住民からの通報を受けた後の出没対応を整理しています。このフロー図は、市街地や人家集落内に出没した出没レベル 4 に対応するものです。地域住民と行政機関間の連絡網を上図の囲み内に整理し、対応判断および情報提供の流れその下に示しています。

別紙 3

応急対策における対応体制【出没レベル 4】

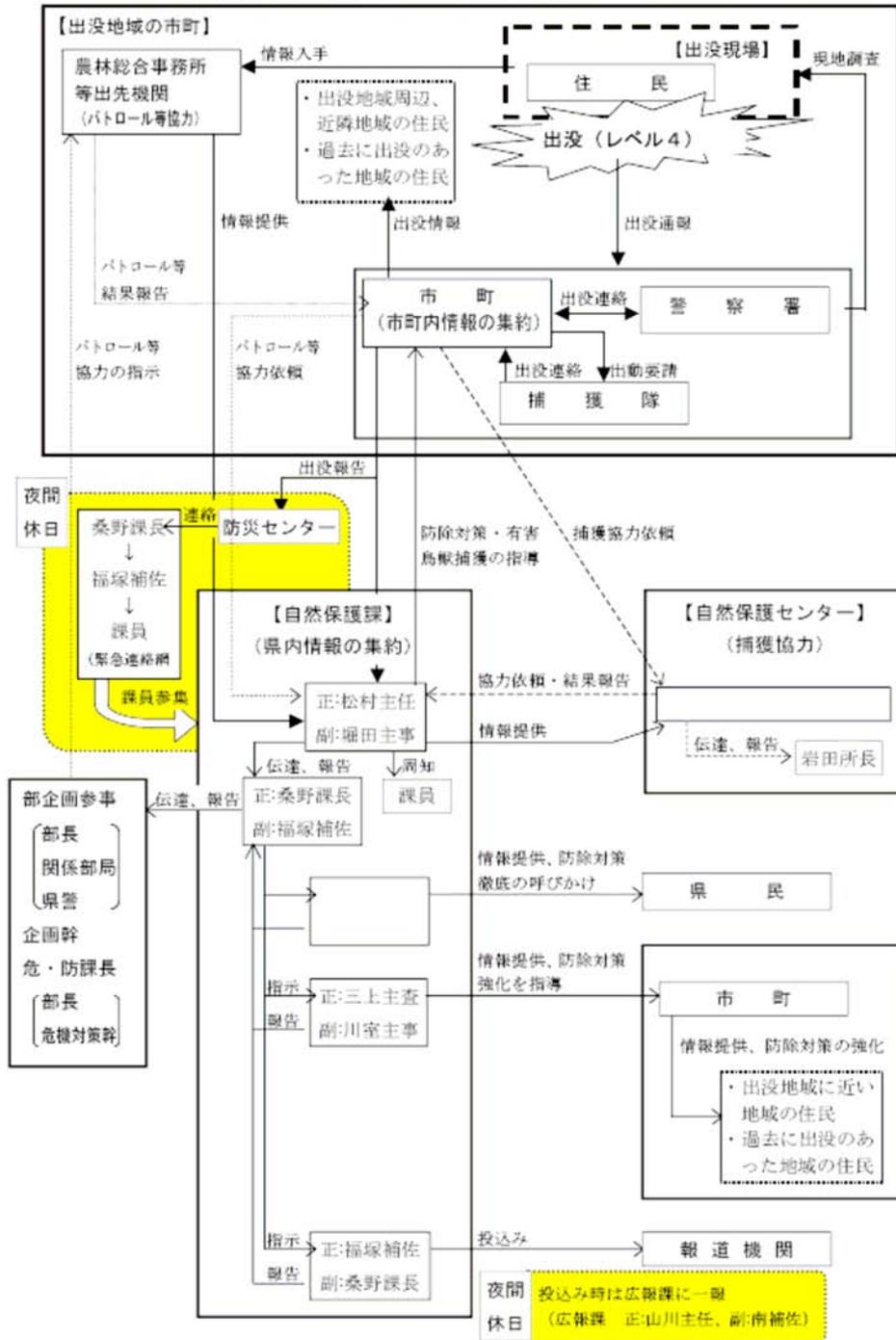


図 2-3-2 ツキノワグマ出没対応フロー図（福井県）

( <http://info.pref.fukui.jp/shizen/kuma/taioumanixyuaru.pdf> )

### ( 3 ) 対応判断

#### 1 ) 出没地の地域区分と対応判断

出没すなわち、捕殺やワナかけ対応ではありません。クマ類の出没においては、人身事故への危険予測に基づく防除対策の緊急性とクマ類の恒常的生息域との関係から、次のような地域区分（ゾーニング）を行い対応を検討してください（図 2-3-3、表 2-3-1）。

- ア) 恒常的生息域内（図 2-3-3 の A ゾーン）（人身被害を起こしたクマが特定できる場合を除き、有害捕獲は行わないことを基本とします）。
- イ) 恒常的生息域内と生息域外の境界部で、農地や森林が混在する地域（B ゾーン）（次の対処の選択肢のア）あるいはイ）を優先しますが、危険が切迫している場合はウ）からオ）も選択肢となる）
- ウ) 集落、市街地（C ゾーン）（次の対処の選択肢のウ）からオ）の方法で対処）

恒常的生息域外（B ゾーンあるいは C ゾーン）に出没したクマ類への対処は通常、次の対処からの選択となります。

- ア) 一時的あるいは通過型のクマの出没であり、当面の危険は少ないとの判断から静観する（恒常的生息域に近接した地域における出没など）。
- イ) 市町村担当者等による出没警戒のパトロールを強化し、同時に捕獲チームに待機を指示する（人身への危険がある地域（B ゾーン）だが、第一報の後、出没状況の確認がとれない場合など）。
- ウ) 追い払い（防除チームや訓練された犬による対応あるいは威嚇弾などを使用）。
- エ) 生け捕りワナによる捕獲（その後、学習放獣を行うかの判断は、捕獲個体への対処と補足資料（学習放獣）の項を参照）
- オ) 危険度が高いとして即座の捕獲のため、捕獲チームに緊急出動を求める。

恒常的生息域である A ゾーンでも常習的に人身被害を起こす危険なクマが生息する場合は防除が必要ですし、C ゾーン在市街地などに出没した場合でも、諸条件から緊急の危険性は少なく、緊急捕獲 - 捕殺の必要がないと判断される場合もあります。対応のゾーン区分を原則としながら、その時の状況に応じて柔軟に対応することも重要です。また、対応判断には、むやみに追い立ててクマを興奮させ住民に二次的被害を及ぼさないよう、関係者の作業分担や適切な追い払いルートを計画することも含まれます。

クマ類の場合マスコミの関心も高いため、追い払い、学習放獣（移動放獣）、捕殺などのいずれの手段をとっても、新聞やテレビ放送などで公表される機会が多く、対応に対する県民の評価も直ぐに行われる場合が多くあります。ただし、マスコミ報道は経緯の一面しか伝えないことが多くあります。このため、県内の検討会あるいは審議会等で事後に改めて出没対応の判断について再検討し、次の出没時の判断に役立てることが必要です。できれば、出没から対応までの経緯を一覧表として公表することが望まれます。教訓を活かした的確な判断が行政への信頼を高めます

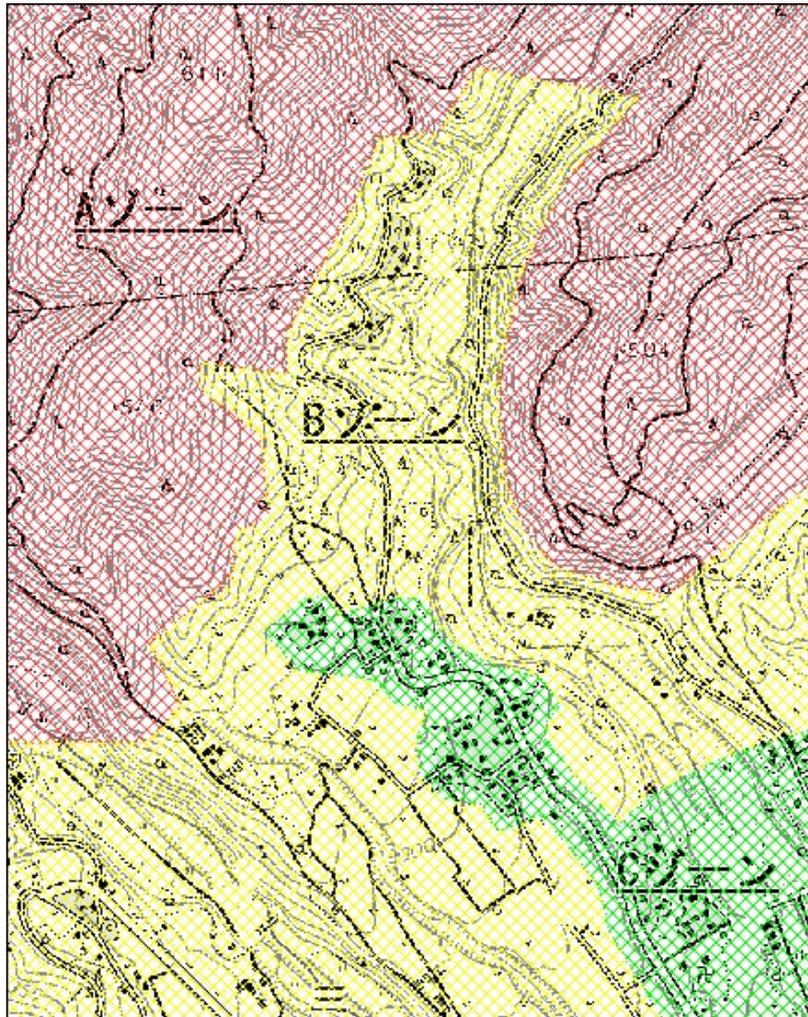


図 2-3-3 クマ類の保護管理のためのゾーニング模式図（環境省資料）  
 Aゾーン：森林が主体でクマが普通に生息する地域  
 Bゾーン：森林と農耕地が交錯するクマと人の接点  
 Cゾーン：市街地など人間の生活空間

表 2-3-1 出没対応ゾーニング

項目	Aゾーン	Bゾーン	Cゾーン
クマ類の生息地区分	クマが普通に生息する恒常的生息域内（自然環境保全基礎調査や県調査でクマ類の生息域と区分される地域）	恒常的生息域と生息域外の境界（恒常的生息域に接する農地と里地里山森林が混在する地域）	恒常的生息域外の一時的出没地
土地利用と人間活動からの区分	森林が主体となる。森林内作業、山菜・キノコ採集、登山などのための入山者がいる。	森林、農地、河畔植生、養魚場、小集落や宿泊施設が点在する里地里山。	市街地で人間活動は多い。
人口区分	定住者はほとんどいない	やや高い（20-300人/km <sup>2</sup> 程度）	高い（>300人/km <sup>2</sup> 程度）
対応区分	死亡事故など重大事故以外は、捕殺などの緊急対応の必要性は少ない。登山者への注意よびかけを行う。	緊急対応（パトロールと捕獲準備）が必要だが、危険性が低いと判断されれば、静観、追い払いも選択肢となる。	緊急対応（追い払い、捕殺/捕獲による取り除き）が重要となる。

## 2) 対応判断者を決めておく

ゾーニングを行っていても、出没が多発し情報が錯綜する中では対応判断に迷うことがあります。このため、緊急連絡体制では出没したクマに対して、どのような対応をとるかの緊急対応の判断者を決めておくことは緊急連絡体制の要です。

- ア) 担当者による判断：どの方法をとるかの判断は、生物多様性保全の理念を共有し、また国の鳥獣の保護を図るための事業の基本的な指針及び都道府県の環境保全指針と計画などに沿った中で、人命保護の観点から県あるいは市町村の担当者が適切に判断することが望まれます（図 2-3-2、福井県事例参照）。
- イ) 対応チームによる判断：専門員を含めたクマ対応チームが組織化されている場合は、チームに判断を委ねることも選択肢です（北海道斜里町の事例参照）。

## 3) 生け捕り個体の捕殺判断

捕獲オリで捕獲された個体あるいは親子グマで母グマだけが射殺された後に子グマが残された場合など、その処分（捕殺）判断に迷うことがあります。この場合は次の方法を参考に対応を検討してください。

- ア) 捕獲オリで亜成獣（2歳と3歳程度の個体）あるいは成獣（4歳程度以上の繁殖可能な個体）が捕獲された（自活できるクマ）
  - 学習放獣が適切と判断されれば、学習放獣での対応を検討する（不適切な場合は捕殺）
- イ) 捕獲オリで子グマが捕獲された（自活できないクマ）
  - 母グマが接近して危険なので放獣はさける（危険性がなく母グマのもとに返すことができる状況下を除く）
  - 動物園など公的機関での飼育依頼（公的機関で引き取りがない場合、成長すれば個人では飼育困難になるため、捕殺処分とすることも検討する）
- ウ) 母グマが捕殺され子グマだけが残された（自活できないクマ）
  - 上記と同じ扱い

これらの判断はマニュアルで決まった方法を示すには限界があります。重要なことは、上記のようにクマ類の保護管理の理念を共有しつつ、人命尊重の観点から適切な対応を行う人材の育成です。

注意：箱ワナ・ドラム缶ワナ設置数の把握と常設化の防止

クマ類は、ハチミツなど誘引エサを準備し、出没の多いところに箱ワナあるいはドラム缶ワナを設置すれば、比較的簡単に大量のクマを捕獲できます。特に、大量出没年には同じ場所で続けて捕獲される場合もあります。箱ワナはこのような効率的に捕獲できること、鉄枠を使い口が外に出て枠に噛みつける構造だと、クマが脱出しようと鉄枠に噛みつき歯をすり減らしツメも傷つけることがあるので、狩猟における箱ワナ（田中式オリ）は1975年にすでに使用禁止になっています。

有害捕獲では箱ワナあるいはドラム缶ワナがまだ一般に使われます。平成16年度と18年度の大量出没時の捕獲の7割以上は箱ワナあるいはドラム缶ワナによる捕獲と推定されます。被害防除のため、効率的に捕獲するためにはもちろん箱ワナは有効ですが、捕獲効率がよいため過剰捕獲にも結びがちです。県の担当者は、市町村がどれだけの箱ワナあるいはドラム缶ワナを所有し、どれだけ設置しどれだけのワナかけを行っているか（ワナ数×ワナかけ日数＝ワナ個日数（トラップナイト））を把握する必要があります。特に、市町村に有害捕獲許可権限を委譲している場合は注意が必要です。そして、多数のワナの常設化あるいは長期設置により、危険性のないクマまで過剰に捕獲しないよう適切に対応することが重要です。



オリによるツキノワグマの捕獲（広島県旧芸北町：旧芸北町では、ワナの常設化をせず、またワナの側面はパンチングメタルを使い、捕獲されたクマのワナの中での負傷を減らす工夫をしている。学習放獣、奥山の環境整備にも取り組んでいる。（藤田撮影）

【ヒグマ出没危機管理体制（北海道斜里町）】

知床半島の西側を町域とする北海道斜里町には、知床国立公園があり国内でも原生自然環境が残された地域である。町の産業は、観光、漁業、農業がそれぞれ三分の一をしめており、野生動物は国立公園とその周辺地域の観光資源である一方、シカは農作物に被害を与えている。ヒグマもかつては人身被害や家畜被害をもたらすとして駆除中心の対応が行われてきた。斜里町は、知床自然センターを1988年に設置し、ヒグマ対策を含む町内の野生動物保護管理のための調査研究と野生動物対策を担う専門職員を配置し先駆的取組を開始した。知床自然センターは平成18年（2006年）から、斜里町が設置した知床財団が管理運営している。

ヒグマ対策では、米国の事例から多くを学んだクマ対応専門チームを作っている。専門チームは、図2-3-4に示すように、出没情報を受けたらまず緊急出動が必要かの判断を行い必要な場合緊急出動・現地調査を実施する。現地に対応方針を決定し、危険性が低いと判断された場合は追い払いなど非捕殺的対策を、ヒグマが市街地などに侵入し危険性が高いと判断された場合は即時駆除を行う。このため、専門チームのメンバーにはヒグマの行動生態に専門的知識を持つとともに、クマ対策犬や威嚇弾及び猟銃（ライフル銃）の扱いにも習熟している。斜里町の知床国立公園内でヒグマの目撃件数が毎年500～600件ある。しかし、専門チームが発足した後、1993年から2005年までヒグマによる人身事故は発生していない。

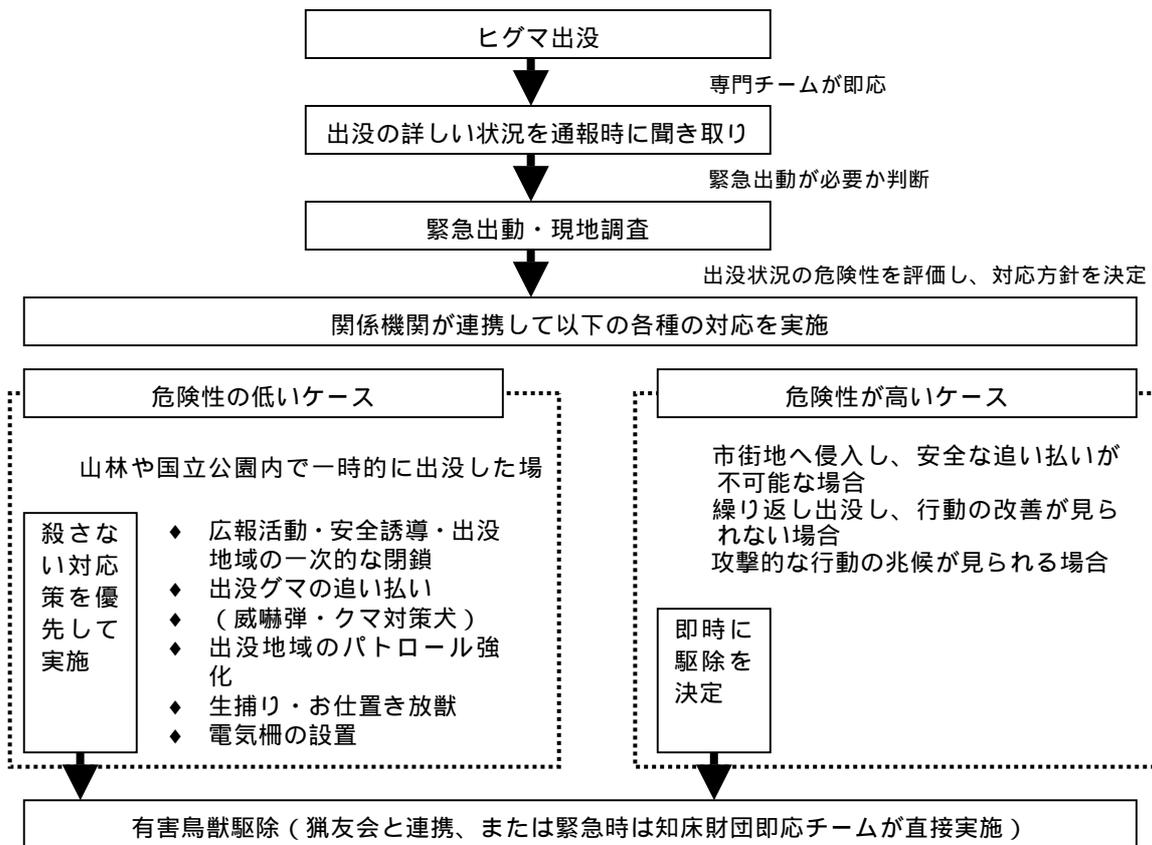


図 2-3-4 斜里町のヒグマ対策と専門チームの対応

（山中, 2006. 知床、ヒグマと生きる地域社会を目指して（天野ら編著、ヒグマ学入門）より一部改変して作成）